

第2次



設楽町 森づくり基本計画

令和2年3月

愛知県設楽町

「第2次設楽町森づくり基本計画」の策定にあたって

設楽町は、1,000m級の山々が連なっており、面積の約9割を占める森林は、豊川、矢作川、天竜川の水源地になっています。この「豊かな森と調和する町」の森づくりを進めるため、平成21年4月に「設楽町森づくり基本条例」を制定するとともに、平成22年4月に「設楽町森づくり基本計画」を策定しました。



林業を取り巻く現状は、木材価格の長期低迷や採算性の悪化、人工林の齢級構成の著しい偏り、間伐等の手入れの遅れなど、多くの課題を抱えています。また、集中豪雨・地震等による激甚な山地災害やシカ等の食害による森林被害が全国で増加していることから、事前防災、減災に向けての森林保全や鳥獣被害対策を推進することが急務になっています。

一方で、林業振興においては、森林環境税が創設され、各自治体に森林環境譲与税が配分されるようになり、森林経営管理制度の運用がスタートするなど、新時代といえる大きな転換点を迎えています。

これらを踏まえて、第2次設楽町森づくり基本計画では、令和2年度から10年間を計画期間として、森づくりに向けた目標や施策を大幅に見直し、上下流の市町村が一体となって森林の保全管理や木材の生産・供給、利用の拡大に取り組んでいくことにより、山村地域の活性化に繋がることを期待しています。

最後に、この計画の推進にあたりましては、町民の皆様や森林所有者に引き続き積極的な参画をいただくとともに、関係機関との連携をより強化していくことがいずれも不可欠ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

設楽町長

横山 光明

目次

第1章 背景・目的	1
1 背景・目的	1
2 本計画の位置づけ.....	2
3 計画期間	2
第2章 設楽町の森林・林業の現状と課題.....	3
1 森林の機能	3
2 設楽町の森林	4
3 森林所有者	9
4 森林組合	10
5 林業	11
6 設楽町の林業を取り巻く環境.....	13
第3章 森づくりの方針.....	19
1 基本的な考え方	19
2 基本方針	21
3 基本方針及び施策の体系.....	22
第4章 森づくりの基本施策.....	24
1 地域の基盤である持続的な森林.....	24
2 林業・木材産業振興.....	26
3 地域づくりとしての森づくり.....	30
4 森林に係る人づくり.....	33
第5章 重点プロジェクト.....	34
第6章 施策の推進のために.....	38
1 本計画の進捗管理について.....	38
2 情報発信について.....	38
3 関係団体との連携について.....	38
参考資料	39
1 用語解説	39
2 森林計画制度の体系及び計画事項.....	42
3 設楽町森づくり基本条例.....	44
4 設楽町森づくり会議規則.....	48
5 設楽町森づくり基本計画検討プロセス.....	50
6 森づくりに関する主な支援.....	51

第1章 背景・目的

1 背景・目的

設楽町は、愛知県の北東部に広がる三河山間地域の中央部に位置し、名古屋市中心部から約90km、豊橋市と豊田市の中心部から約50～60kmの距離にあり、東は東栄町及び豊根村、西は豊田市、南は新城市、北は長野県根羽村と隣接しています。平成17年10月1日に旧設楽町と旧津具村が合併し、新「設楽町」として発足しました。町内には1,000m級の山々が連なり、面積の約91%を占める森林は、豊川、矢作川、天竜川の水源地になっています。

町における林業は、赤味が強くて色艶が良く、狂いが少ない三河材の産地として、古くから主要産業のひとつになっています。しかし、木材価格の長期低迷や採算性の悪化、林業就労業者の高齢化、後継者不足など、厳しい状況に置かれており、間伐等の手入れが遅れている森林が増加しています。

森林は、水源かん養機能や土砂災害防止機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能など、私たちが安心して快適な生活を送るために欠かせない、多くの環境保全機能を有しています。森林を適切に管理しなければ、公益的機能の維持増進に支障が生じることとなり、下流域にも多大な悪影響を及ぼすことになってしまいます。

このような背景を踏まえて、平成21年3月に「設楽町森づくり基本条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、平成22年4月に「設楽町森づくり基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）を策定しました。町や森林組合、森林所有者等の役割を明らかにしながら、森づくりに関する施策やその取り組みを総合的かつ計画的に実施し、一定の成果を挙げることができました。

本計画では、第1次基本計画からの森林・林業を取り巻く諸情勢の変化に対応するとともに、先人たちが木を植栽し、育て上げて私たちに託した豊かな森林環境、森林資源を正しく保育・管理することを目的に、国や県の林業振興施策と整合性を図りながら、計画的に間伐や主伐することを推進していきます。



岩古谷山からの眺望

2 本計画の位置づけ

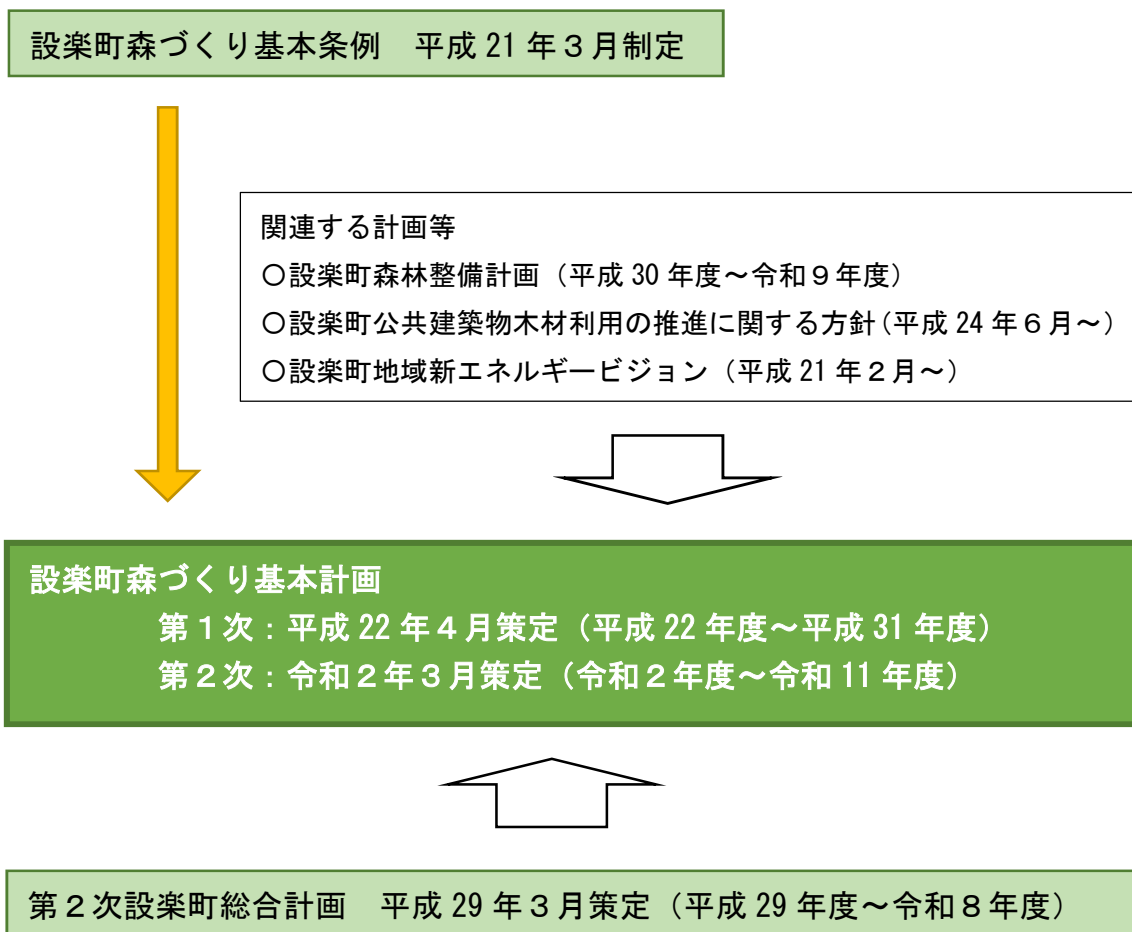
設楽町森づくり基本計画は、条例第9条に規定されており、町の森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森づくりに関する基本的な計画を定めるものです。効果的・効率的な計画とするため、関連する計画等と整合性を図ったものになっています。

第1次基本計画は、平成22年度～平成31年度の10年間を計画期間として、各種施策を実施しました。本計画は、第1次基本計画の実績・評価を踏まえることで、より実効性のある計画になっています。

3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間として策定します。ただし、町の森林・林業を取り巻く諸情勢に大きな変化があった場合は、適切な時期に見直しを行います。

図1 計画の位置づけ



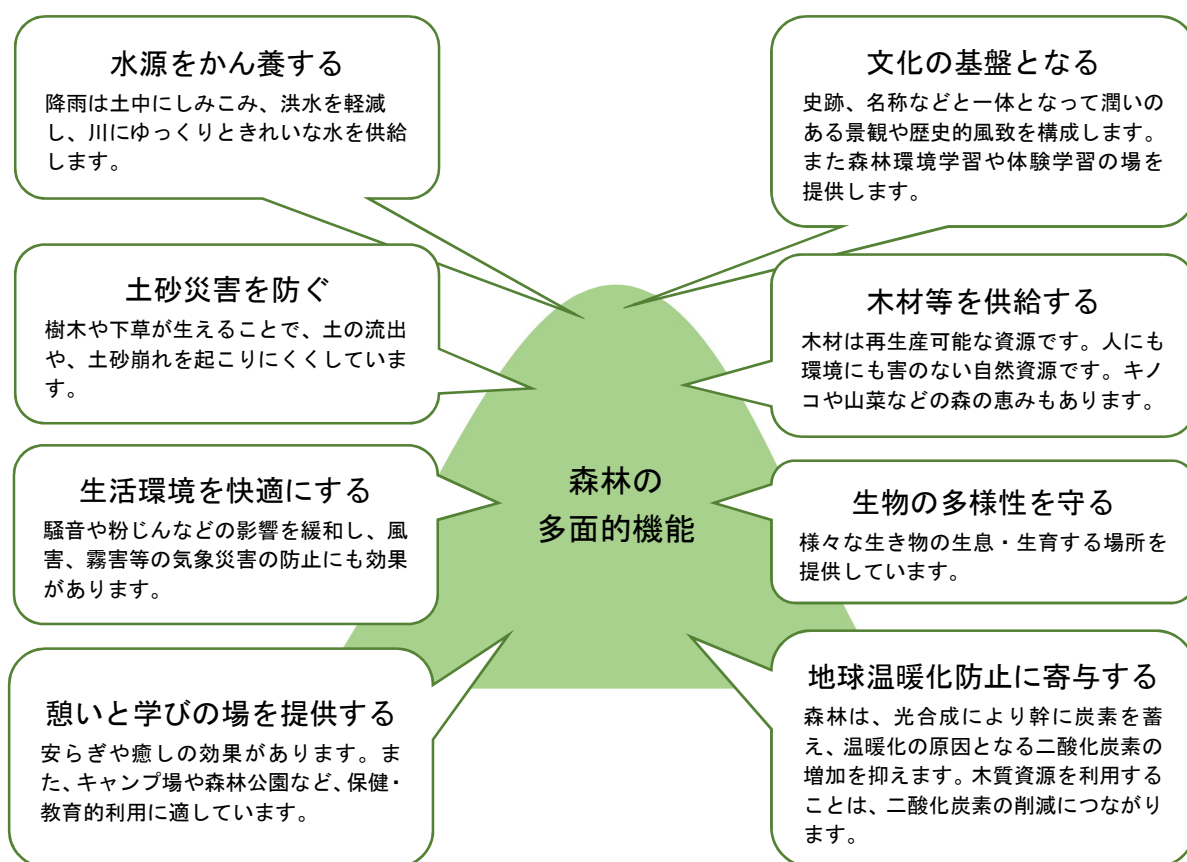
第2章 設楽町の森林・林業の現状と課題

1 森林の機能

設楽町の森林は、豊川、矢作川、天竜川の3流域の水源地であるとともに、水源のかん養や土砂災害の防止、生物多様性の保全など、主に8つの機能を有しています。

この多面的機能は、私たちの生活といずれも深くかかわっており、町の森林を健全な状態で保全することが重要な責務になっています。

図2 森林の多面的機能



2 設楽町の森林

(1) 森林面積

設楽町の森林面積は 24,846ha であり、町の 90.7%を占めています。このうち、国有林は 5,634ha、民有林は 19,212ha で、民有林のうち、スギ・ヒノキ等の人工林の面積は 15,577ha、人工林率は 81.1%と東三河森林計画区の人工林率 75.7%と比較しても高くなっています。

図3 設楽町の森林面積（資料：平成30年度 愛知県林業統計書）

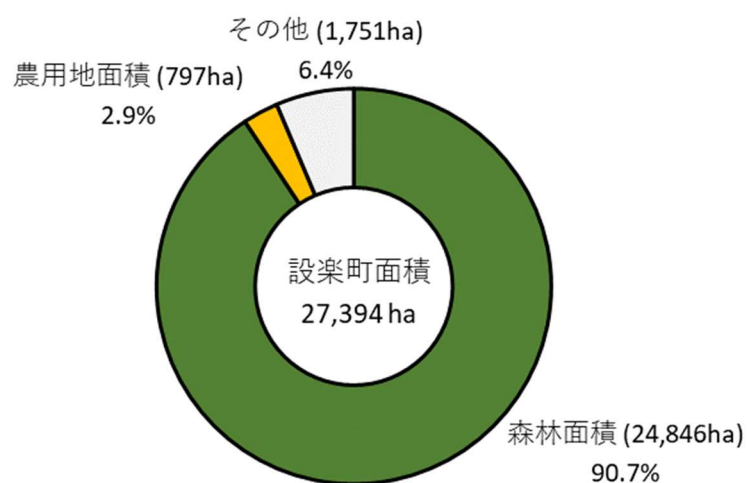
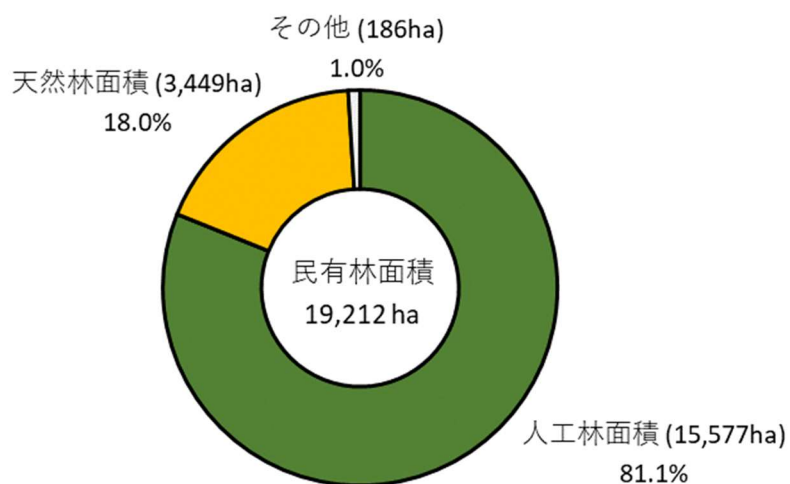


図4 設楽町の民有林に占める人工林の割合（資料：平成30年度 愛知県林業統計書）



(2) 木材資源量

設楽町の人工林の多くは、戦後の拡大造林期に植えられたものであり、設楽町森林整備計画で定められている標準伐期齢（スギ 40 年・ヒノキ 45 年）に達しないものが 5.6%、超えたものが 94.4%と、齢級構成が高齢級に大きく偏っています。

また、近年は、皆伐や間伐があまり実施されていないことから、町内の木材資源量（蓄積）は増加しています。

表 1 樹種別の立木の標準伐期齢（資料：設楽町森林整備計画）

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
町全域	40 年	45 年	40 年	40 年	20 年

図 5 設楽町のスギ・ヒノキの蓄積（資料：平成 30 年度 森林資源構成表）

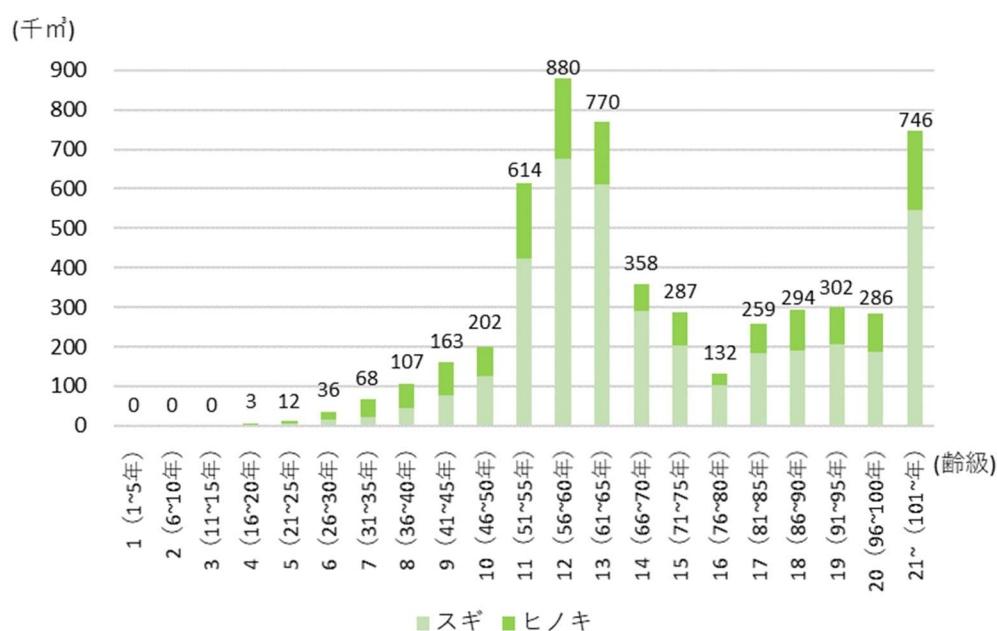
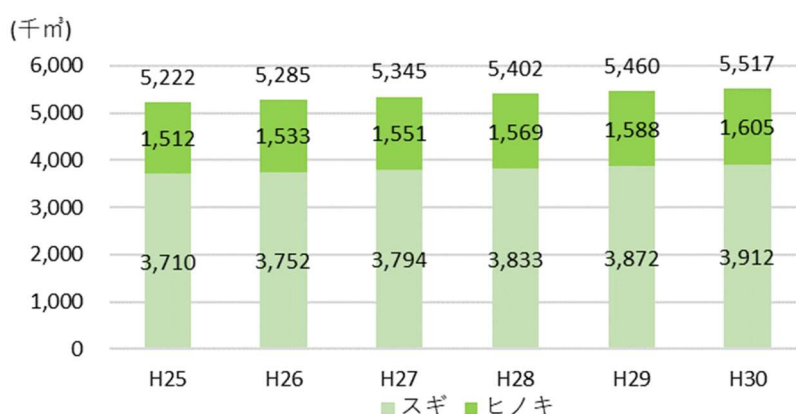


図 6 設楽町のスギ・ヒノキの蓄積の変遷（資料：平成 25~30 年度 愛知県林業統計書）



(3) 森林整備

設楽町の間伐は、国や愛知県、町の林業振興施策を利用しながら進めていますが、第1次基本計画の目標である、平成22年から平成31年までの10年間で間伐面積5,760haという数値に照らすと、近年はその水準にありません。

また、人工林では、伐採した後に植栽（再造林）を行うことで、森林の持つ公益的機能の高度発揮と森林資源の循環利用が可能となりますが、町内の再造林実績は少ない状況です。

表2 設楽町内の間伐実績（単位：ha）（資料：愛知県新城設楽農林水産事務所）

	造林 間伐 事業 ※1	治山 事業 ※1	あいち 森と緑 づくり 事業	水源林 対策 事業 ※2	市町村 事業 ※3	その他	合計
平成28年度	48	52	263	70	13	87	533
平成29年度	41	36	208	95	16	25	421
平成30年度	56	45	234	81	10	10	436

※1 林野庁が実施している「森林環境保全直接支援事業」

※2 公益財団法人豊川水源基金が実施している「水源林対策事業」、「水源林保全流域協働事業」

※3 設楽町が実施している「間伐支援対策事業」

表3 設楽町内の造林実績（単位：ha）（資料：平成28～30年度 愛知県林業統計書）

	造林補助事業	治山事業	自力造林	合計
平成28年度	0.75	0	0.1	0.85
平成29年度	0	0.9	0.43	1.33
平成30年度	0	0	0	0

(課題と対策)

① 間伐面積の増加

第1次基本計画では平成22年から平成31年までの10年間で間伐面積5,760haを目標にしていたが、近年はその水準にありません。間伐が遅れると、林内が暗く、下層植生がなくなり、森林の土砂流出防止機能、水源かん養機能が低くなるなどの問題が生じます。森林の団地化や間伐作業の効率化を進めることで、間伐面積を増加させていくことが急務です。

② 針広混合林・広葉樹林への誘導

近年の木材価格の低迷や山で働く人々の高齢化などによって、適切な保育が行われないままの人工林が増加しており、水土保持機能や生物多様性の保全などに悪い影響を及ぼすことが懸念されています。このため、機能低下の恐れのある針葉樹人工林にあつては、強度間伐によって広葉樹の植生を促し、種や構造が多様で災害に強いとされる針広混合林への誘導や、皆伐によって自然の力を借りながら広葉樹林として更新することが求められます。また、天然力の活用による育林コストの抑制効果もあることから、地形的・経済的に不利な人工林から優先的に進めていくなど、特性に応じた取り組みを行うことが必要です。

③ 将来を見据えた森林整備の実施

間伐面積の増加を目指すだけでなく、限られた人材や予算の中で森林整備を進めていくためには、立地条件や経営管理など、目的に応じて計画的に整備していくことが求められます。

④ 林業適地での造林の推進

町内での造林の実績が少ないことから、この状況が続くと将来の人工林資源の減少や林業・木材産業の減少が危惧されます。造林を行うためには、主伐に加え、地ごしらえや植栽、獣害対策、下刈りなど、多くの費用や手間がかかります。国や愛知県、町の林業振興施策で造林の経費を支援するなど、林業適地での森林資源の循環利用を推進していく必要があります。

(4) 公園等

設楽町は、天竜奥三河国定公園や愛知高原国定公園、段戸高原県立自然公園などに指定されており、自然環境に恵まれています。

なかでも、段戸裏谷原生林は、「きららの森」という名称で、約 130ha が東海自然歩道を含む散策路として整備されており、自然観察や環境学習の絶好の場所となっています。また、段戸湖では、ルアー・フィッシングを楽しむことができるなど、四季を通じて観光客が訪れる、町の重要な観光名所になっています。



段戸湖

設楽町の公園等

天竜奥三河国定公園 (4,210 ha)

茶臼山・天狗棚付近は、樹齢 300 年のブナを含む落葉広葉樹が広がり、特別保護地区に指定されています。豊川の上流域は、乳岩峡や鳳来寺山（いずれも国の名勝天然記念物）など、優れた自然景観に恵まれています。



面ノ木峠

愛知高原国定公園 (2,865 ha)

高原や溪谷の優れた景観地帯を縫うように東海自然歩道が走っており、散策を楽しむことができます。段戸裏谷のブナを交えたモミ、ツガの天然林、猿投山の尾根筋のツガ林、定光寺の暖帯照葉樹林があります。



寒狭川の溪谷

段戸高原県立自然公園 (3,781 ha)

出来山及び段戸山に連なる標高 1,000m 余りの高原地帯で、愛知県の屋根ともいわれる山岳景観を呈した公園です。段戸裏谷の原生林では、湿地の植物、樹齢 200 年以上のブナ、ミズナラ、モミ等の巨木が観察できます。



駒ヶ原林道からの眺望

愛知県自然環境保全地域 (13 ha)

白鳥山（標高 968m）は独立した山塊で、13.61ha が自然環境保全地域として指定されています。上部の急傾斜地には、モミ、ツガ、コウヤマキ等の針葉樹の天然林が多く残されています。



白鳥山

3 森林所有者

設楽町の森林所有者は、約6割が1～5haと零細な規模の所有になっています。面的にまとまりのある森林で効率的な施業を実現するためには、森林経営計画に基づき施業を着実に進めていく必要がありますが、近年の認定件数及び面積は、おおむね横ばいになっています。

図7 設楽町の森林所有者の森林面積（資料：2010年農林業センサス）

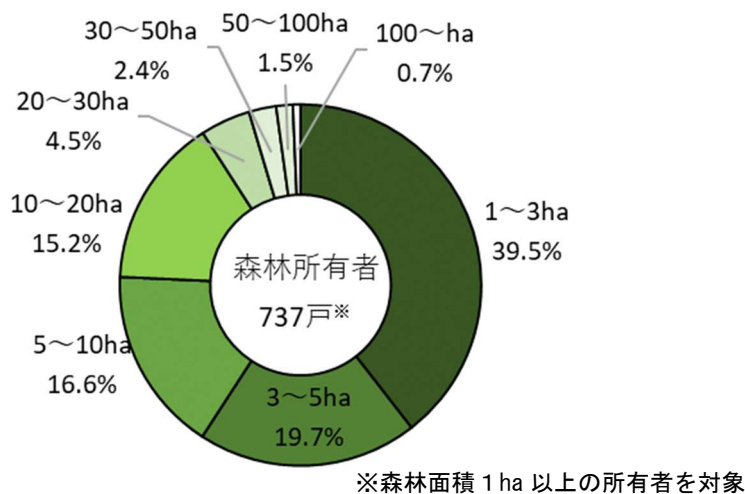


表4 森林経営計画の認定状況の実績（資料：平成26～30年度 愛知県林業統計書）

	北設楽郡		設楽町	
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
平成26年度	28	3,170	12	1,283
平成27年度	31	3,420	13	1,438
平成28年度	28	2,488	8	1,089
平成29年度	33	3,033	9	1,234
平成30年度	35	2,966	9	1,044

（参考）「食と緑の基本計画2020」（平成28年度）では、平成28年度から平成32年度までの5年間の愛知県内での新規認定面積の目標を8,000ha（うち北設楽郡で3,000ha）と設定しています。

（課題と対策）

森林所有者の多くが零細な規模の所有であることは、国や愛知県、設楽町の林業振興施策を実施する上で、効率化を難しくしています。また、森林の境界が不明確な部分が多いことから、早急に境界の確定を進めるとともに、間伐団地を取りまとめて森林整備を実施していく必要があります。

4 森林組合

設楽森林組合は、平成 26 年度に旧設楽町森林組合と旧津具森林組合が合併して誕生しました。間伐等の森林整備に加え、レーザ加工や UV プリンタなどの特殊な木材加工なども行っている事業体で、平成 27 年 2 月から令和 2 年 2 月まで、愛知県から「中核組合」として認定※¹されています。また、令和 2 年 2 月から、意欲と能力のある林業経営体として県の林業経営体名簿に登録※²され、あいちの三つ星林業経営体に認定※³されています。

- ※1 中核組合は、健全な財務基盤・事業運営により、自律的経営ができる森林組合を愛知県が認定し、地域の森林整備の中核的担い手に資することを目的としているものです。
- ※2 意欲と能力のある林業経営体として登録されたことにより、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づき平成 31 年度から新たに始まった森林経営管理制度において、森林所有者から経営や管理の委託を受けた市町村が再委託する林業経営体の候補になります。
- ※3 愛知県は、林業が魅力ある産業へと成長するための林業経営体づくりを促すことを目的として、林業技術や安全対策、労働条件に関する 5 つの認定基準を満たした者を「あいちの五つ星林業経営体」に認定する制度を設けています。

表 5 設楽森林組合の役職員及び作業班員数等の推移（単位：人、㎡）

（資料：平成 26～30 年度 愛知県林業統計書）

年度	役職員	作業班員数	組合員(正)	組合員(準)	民有林面積	組合員所有 森林面積
平成 26 年度	40	21	1,657	14	19,213	15,178
平成 27 年度	39	25	1,649	14	19,212	13,125
平成 28 年度	37	27	1,645	10	19,212	13,119
平成 29 年度	32	27	1,641	10	19,212	13,114
平成 30 年度	33	27	1,634	10	19,212	13,045

（課題と対策）

設楽町には、森林整備を実施できる事業体がほとんどいないため、今後ますます発展することが期待されます。

補助金に過度に依存しない経営力の強化や木材生産の効率化と安定供給が求められるとともに、職員や作業班員の確保・育成が急務になっています。

5 林業

愛知県の立木価格は、依然として減少傾向にあり、林業の採算性はより厳しい状況になっています。

設楽町の素材生産量及び間伐材の搬出量は、年により多少のばらつきはあるものの、一定量は維持されています。

図8 愛知県の立木価格の推移（資料：林業の動き）

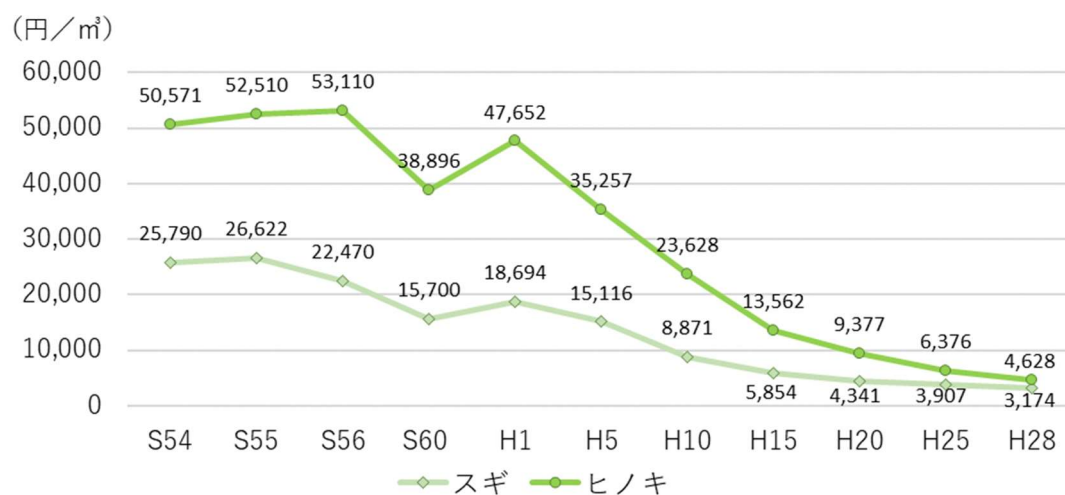


表6 設楽町の樹種別素材生産量（民有林）の推移（単位：百㎡）

（資料：平成26～30年度 愛知県林業統計書）

年度	スギ	ヒノキ	その他	合計
平成26年度	113	78	7	198
平成27年度	106	49	2	156
平成28年度	87	47	5	139
平成29年度	123	70	7	199
平成30年度	99	63	0	162

表7 設楽町の間伐材搬出事業の実績（単位：㎡）

年度	搬出量
平成26年度	6,221
平成27年度	6,293
平成28年度	6,584
平成29年度	6,213
平成30年度	7,317

北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）の林業従事者数は、長期的に減少傾向が続いており、町の新規就労者も、少数にとどまっています。

図 9 北設楽郡の林業従事者数の推移（年間 30 日以上的林業労働従事者数）

（資料：林業労働者就労動向調査）

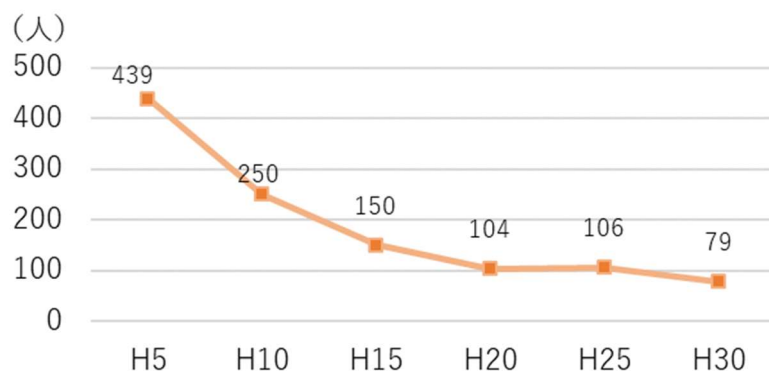


表 8 設楽町の新規就労者数の実績

年度	新規就労者数（人）
平成 28 年度	2
平成 29 年度	2
平成 30 年度	0
令和元年度	1

（課題と対策）

町の林業は、木材価格の長期低迷で採算性が悪化し、そのほとんどで林業経営が成り立たない状況になっていることから、間伐等の手入れが遅れている森林が増加しており、荒廃の一途をたどっています。

現状が放置され続けることは、素材生産にとって大きな損失になるだけでなく、水源のかん養や土砂災害の防止、生物多様性の保全など、森林の多面的機能にも支障が生じることになります。

引き続き、国や県、町の林業振興施策を通じて木材需要の拡大や木質バイオマスの活用を促進するとともに、木材流通の効率化や低コスト化をより進めていく必要があります。また、林業経営の条件が不利な奥地などの森林については、針葉樹人工林から広葉樹林への誘導や自然の力を利用した針広混合林化に向けての強度間伐など、将来を見据えた計画的な森林整備を進めていく必要があります。

今後も、林業従事者の高齢化や人材減少がますます懸念される状況であり、新規就労者を増加させるとともに、その定着を図る必要があります。

6 設楽町の林業を取り巻く環境

(1) あいち森と緑づくり事業（平成 21 年度～）

愛知県は、森林が持つ様々な公益的機能の発揮に対しての期待や手入れが進まない森林・里山林の増加、都市の緑地の減少といった懸念を解消することを目的に、「あいち森と緑づくり事業」を推進しています。あいち森と緑づくり税（個人は県民税均等割額に年額 500 円を加算、法人は県民税均等割額の 5 %を加算）や趣旨に賛同する県民、企業等の寄附金を財源として、人工林整備事業や里山林整備事業、都市緑化推進事業、環境活動・学習等推進事業、普及啓発活動など、5つの事業を実施することで「山から街まで緑豊かな愛知」を目指しています。このうち、人工林整備事業については、設楽町が事業対象地を選定するとともに、調査、測量等の結果を取りまとめて愛知県に報告し、愛知県が強度の間伐を行っています。

この事業は、平成 21 年度から 30 年度までの 10 年計画でしたが、依然として手入れが必要とされる森林が多く存在していることや都市の緑の減少が続いていること、近年多発する気象災害への対策など、新たな課題も発生していることから、平成 31 年度以降も継続されることとされ、平成 31 年度から令和 10 年度までの新たな 10 年間の計画が策定されました。

【参考】あいち森と緑づくり事業計画（森林の整備、里山林の整備）について：愛知県

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shinrin/0000023549.html>)

図 10 あいち森と緑づくり事業の仕組み



（２）森林・林業基本計画（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定）

この計画は、森林・林業基本法に基づき、国の森林・林業施策の基本方針を定めるものです。森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね 5 年ごとに変更することとされています。

今回の基本計画では、林業・木材産業の成長産業化を図るため、① 利用期を迎えた人工林での路網整備と主伐後の再造林対策の強化などによる森林資源の循環利用、② 面的なまとまりをもった森林経営の促進等による安定供給体制の構築、③ CLT 等の新たな木質部材の開発・普及や非住宅建築物等での新たな需要の創出に重点が置かれています。また、これらの取組等を通じて、地方創生への寄与を図るほか、地球温暖化防止や生物多様性保全の取組を推進することになっています。

【参考】森林・林業基本計画：林野庁

(<https://www.rinya.maff.go.jp/jkikak/plan/>)

（３）森林法の改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）

この法律は、森林に関する基本が定められており、森林計画、保安林、その他の森林に関して、森林の保続培養と森林生産力の増進を図るとともに、国土の保全を目的とするものです。

このたび、林業の成長産業化を実現するため、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持増進を一体的に図る必要があることから、① 森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告の義務付ける、② 共同林の所有者の一部が所在不明であっても伐採・造林ができるよう、所在不明者の持分の移転等を行う裁定制度を設ける、③ 森林経営計画への認定要件に、鳥獣害防止に関する事項を追加する、④ 市町村が作成する林地台帳（森林の土地の所有者、境界測量の実施状況等を記載）に関する規定を設ける、⑤ 違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化するなど、その一部が改正されました。

(4) あいちの ICT 林業活性化構想（平成 31 年 3 月策定）

愛知県は、航空レーザ計測で把握する高度な森林資源情報や、森林・林業・木材産業における ICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）の活用方法について、中長期の目標と取組を取りまとめました。

この構想は、林業分野における ICT の導入・活用として、従前のシステムでは成し得なかった、高精度で詳細な木材生産・流通・加工体制等への変革を可能にし、競争力を確保するもので、「スマート林業」と呼ばれています。

ICT 化を図る主な項目は、森林情報整備や木材生産流通体制、間伐事業地の選定、林内路網の設計・整備、治山事業における防災対策になっています。

【参考】あいちの ICT 林業活性化構想を作成しました：愛知県
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rinmu/ictringyou.html>

図 11 あいち ICT 林業活性化構想のイメージ

（資料：愛知県 HP（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rinmu/ictringyou.html>）から抜粋）



(5) 森林経営管理法（新たな森林管理システム）（平成31年4月1日施行）

この法律は、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るため、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ね、森林の経営管理を確保することを目的とするものです。

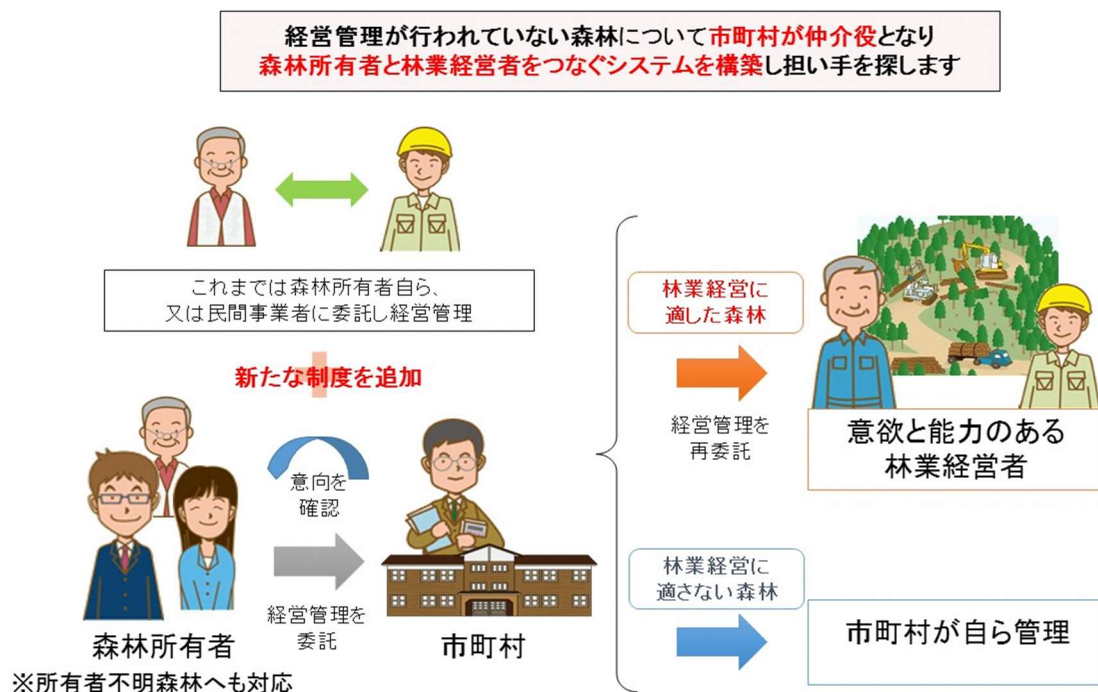
具体的には、① 適切な経営管理が行われていない森林があることを踏まえ、森林所有者に適切な森林管理を行わなければならない責務があることを明確化した上で、② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合には、森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するための権利（経営管理権）を市町村に設定し、③ その上で市町村は、林業経営に適した森林を意欲と能力のある林業経営者に再委託し、伐採等を実施するための権利（経営管理実施権）を設定する、④ 林業経営に適さない森林や意欲と能力のある林業経営者に委ねるまでの森林においては、市町村自らが経営管理を行うこととなります。あわせて、所有者が不明で手入れ不足となっている森林の場合にも市町村に経営管理権を設定し、経営管理を確保するための特例が措置されています。

【参考】森林経営管理制度（森林経営管理法）について：林野庁

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>)

図12 森林経営管理制度のイメージ

（資料：林野庁 HP (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>) から抜粋）



(6) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

(平成31年4月1日施行(一部、令和6年4月1日施行予定))

この税は、森林現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって森林を集積するとともに、自然条件が悪い森林について市町村自らが管理を行う「森林経営管理法(新たな森林管理システム)」が施行されることを踏まえ、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合っ国ての森林を支える仕組みとして創設されました。国民から税を徴収する森林環境税と、これを森林の整備等に使う森林環境譲与税の2つの税から構成されています。

森林環境税は、令和6年以降、個人住民税の均等割の納税者から、国税として1人1,000円を上乗せして市町村が徴収します。

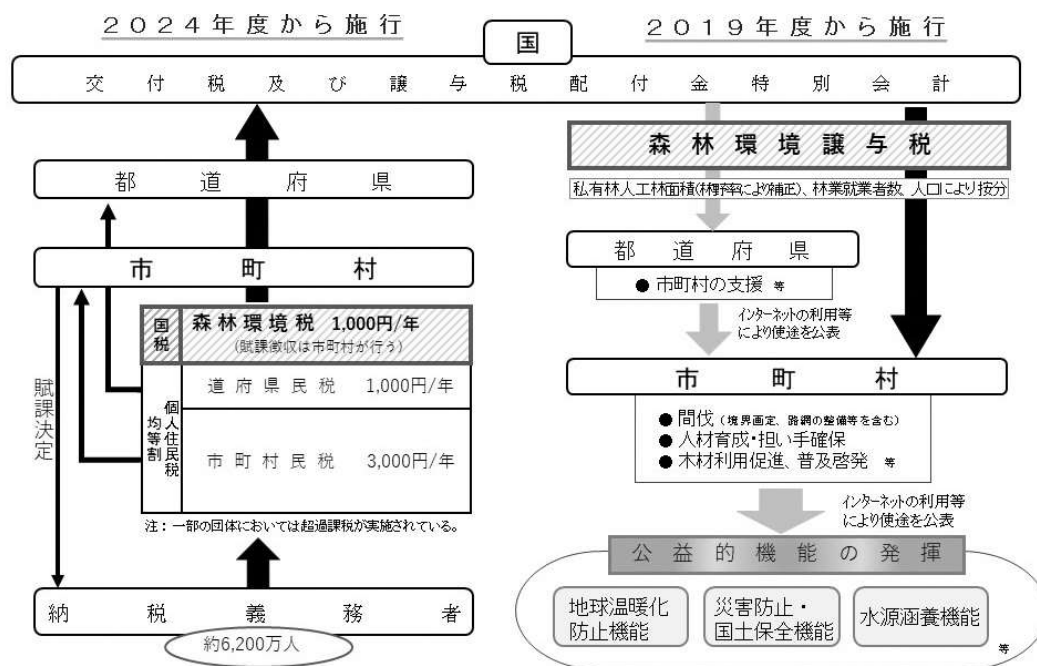
森林環境譲与税は、国に一旦集められた税の全額が、間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に一定の基準で譲与(配分)されており、森林現場の課題に早期に対応する観点から、「新たな森林管理システム」の施行に合わせて、課税に先行して平成31年(令和元年)度から開始され、徐々に譲与額が増加するように設定されています。また、使途については、① 間伐や路網といった森林整備、② 人材育成・担い手の確保、③ 木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないこととされており、都道府県は、これらの取組を行う市町村の支援等に充てなければならないこととされています。

【参考】森林環境税及び森林環境譲与税について：林野庁

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jyouyousei.html)

図13 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

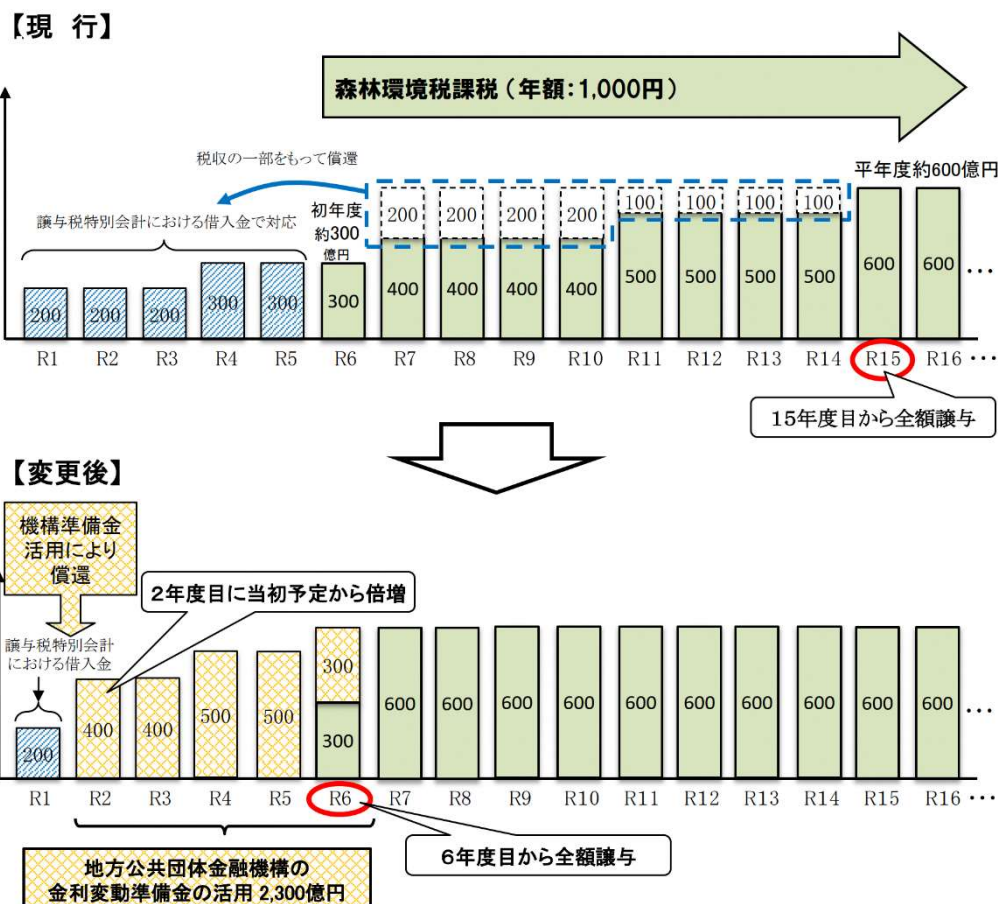
(資料：林野庁HP(https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jyouyousei.html)から抜粋)



なお、令和元年12月20日に、「令和2年度税制改正の大綱」が閣議決定されたことにより、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとされました。

図14 森林環境譲与税の増額（案）

（資料：林野庁 HP（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/attach/pdf/200109si-21.pdf>）から抜粋）



（7）設楽町の社会・経済状況

設楽町は、現在、少子化の進展や子育て世代の人口減少が深刻さを増しています。町内産業については、後継者（人材）不足の問題は深刻であり、規模も縮小しています。林業は、設楽町において重要な産業のひとつであると同時に、豊かな自然環境を保全していくために重要であり、次世代に負担を残さないためにも、持続的な森林整備を計画的に進めていくことができる仕組みを作ることが求められます。

第3章 森づくりの方針

1 基本的な考え方

(1) 目的と基本理念（条例第1条及び第3条）

設楽町の森づくりは、豊かな自然環境、森林資源を次世代に継承し、住み良い地域をつくることを目的としています。町、森林組合、森林所有者、町民及び事業者は、この目的を達成するため、次に掲げる4つの基本理念に基づいて森づくりを行います。

図15 設楽町の森づくりの目的と4つの基本理念



(2) 設楽町、森林組合、森林所有者、町民及び事業者の責務及び役割

○ 町の責務（条例第4条、森林経営管理法第3条）

- ・ 森づくりに関し総合的かつ計画的な施策の推進に努める
- ・ 国、他の地方公共団体、公共的団体等に対し、必要に応じて理解と協力を求め、森づくりの円滑な推進に努める
- ・ 森づくりに関する情報の提供を通じて、町民はもとより町外の人々が基本理念について理解を深めるよう努める
- ・ 森林の経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努める

○ 森林組合の責務（条例第5条）

- ・ 森林管理の中核的な担い手として、木材その他の林産物の生産及び供給を通じて森づくりに積極的に取り組む
- ・ 森林の管理が適正に行われるよう当該組合員に働きかけるとともに、計画的に森づくりに関する施策を推進するよう努める
- ・ 森づくりに関する各種施策に協力するよう努める

○ 森林所有者の役割及び責務（条例第6条、森林経営管理法第3条）

- ・ 森づくりの重要性を深く認識し、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう努める
- ・ 森林の境界及び木竹の状況を把握し、適正な整備及び保全の推進に努める
- ・ 森づくりに関する各種施策に協力するよう努める
- ・ 森林を適時に伐採、造林及び保育することにより、経営管理を行う

○ 町民の役割（条例第7条）

- ・ 森林の有する公益的機能が町民共有の財産であることを認識し、森づくりに関する取組に協力又は参加するよう努める
- ・ 設楽町内又は愛知県内で生産される木材その他の林産物を積極的に活用するよう努める

○ 事業者の役割（条例第8条）

- ・ 森づくりに関する各種施策に協力するとともに、自然環境への負荷の低減に努める
- ・ 森林の有する公益的機能が十分に発揮されるような森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用の推進に努める

2 基本方針

以下の4つを設楽町森づくりの基本方針とします。

◆ 地域の基盤である持続的な森林

森林は、水源かん養機能、災害防止機能など様々な公益的機能を有し、流域に暮らす人々にとってなくてはならないものであり、持続的に維持していく必要があります。

森林の公益的機能の維持のため、間伐や伐採、再造林等の循環利用などを推進します。人材及び財源には限りがあるため、人々の活動の規模や目的に合った持続的な森林像を描いた上で、効果的・効率的な森林整備を行っていきます。



◆ 林業・木材産業振興

森林を持続的なものとして整備していくためには、林業及び木材産業が業として成り立ち、関係者の工夫や努力が継続していくような仕組みを構築することが必要です。

そのため、施業の低コスト化をはじめとした効率化や需要拡大を図り、必要な人的・財政的資源を最適配分しながら、森林の持続化に向けた取組を進めていきます。



◆ 地域づくりとしての森づくり

森林は地域の人々の活動の基盤であり、産業、文化、生活、観光など様々な面で持続的に森林と付き合っていく必要があります。

施業により住民の生活環境を改善することはもちろん、町内及び町外の人が積極的に森づくりに携わるような関係づくりのため、意識啓発、情報提供など学び・経験となる機会の提供を行います。



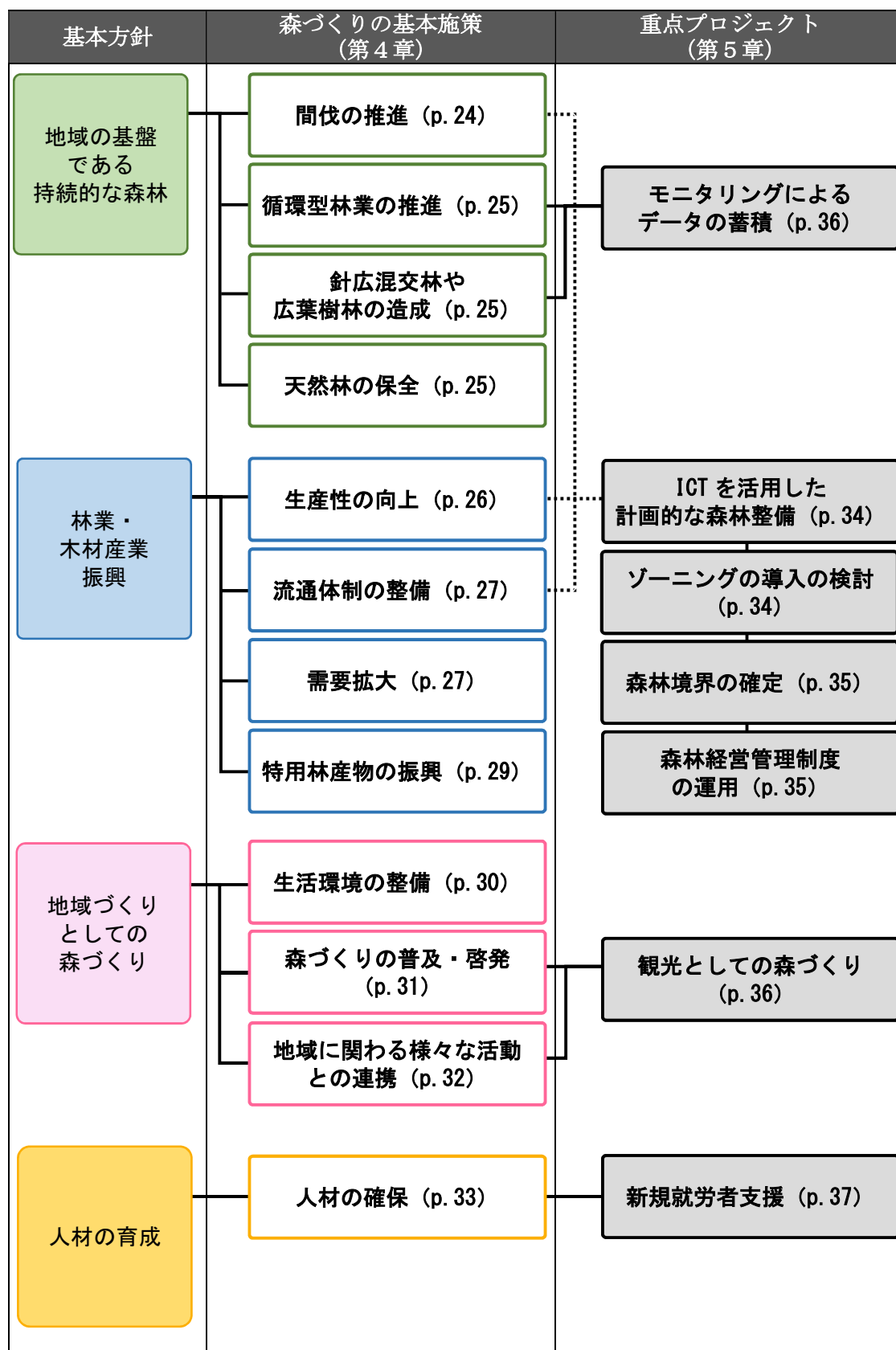
◆ 人材の育成

森づくりのあらゆる取組は、人材なくしては成り立ちません。

林業は高齢化及び従事者数の減少に悩まされ続けており、また、ICT など新しい技術の導入などの動きもあり、特に、若年層の人材確保及び育成に取り組んでいます。



3 基本方針及び施策の体系



第4章 森づくりの基本施策

1 地域の基盤である持続的な森林

間伐の推進

- 森林の多面的機能が発揮されるよう、間伐の必要な人工林の状況（過密度、林齢など）や森林所有者の意向の確認等を実施し、森林組合等と連携して適切な森林施業や持続的な林相に変化させるなど、総合的かつ計画的に間伐の実施を推進し、間伐面積の増加を目指します。



適切に間伐された人工林

表9 設楽町内の間伐の目標値（単位：ha）

現状（ha/年） （H28～H30の平均値※ ¹ ）	目標値（ha/年） （～令和11年度）
463	510※ ²

※¹ 実績値は6ページ参照。

※² 過去の実績値の10%増を目指します。

- 森林資源の有効的な利活用を図るため、「森林環境保全直接支援事業」等各種事業を活用して搬出間伐を促進するとともに、設楽町も間伐材の搬出にかかる経費を支援します。



搬出される間伐材

- 継続的な樹冠の開空度維持による林地の裸地化の防止により公益的機能の維持増進を図る複層林施業、伐採林齢を一般的なものよりも長く設定し大径化により生産性を向上させる長伐期施業も実施し、これらの森林についても計画的な間伐を実施します。
- 奥地の森林、境界が確定していない森林、所有者不明の森林など容易に間伐を推進できない森林においても、各種施策の実施により計画的に間伐を行うことに努めます。
- ICT技術等も利用して森林データを整理し、ゾーニングを行うなど計画的な間伐の実施に向けて取り組みます。

循環型林業の推進

- 人工林を適正に管理することにより、再生産可能な循環資源である木材を永続的に生産し、循環利用が図られるよう主伐と再造林の誘導に取組み、「伐る・使う→植える→育てる」という資源循環を促すとともに、木材の安定供給を図る為に循環型林業を推進します。
- 皆伐された森林については、愛知県の次世代森林育成事業などの利用により、森林資源の循環利用に向けて取組めます。
- 設楽町猟友会と協力し、鳥獣被害防止計画の被害防止施策と連携して、造林に係るニホンジカなどの獣害対策（防護柵の設置又は維持管理、忌避剤の散布、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等により森林のモニタリングの実施など）を講じます。
- 主伐後は造林届出書に従い確実に造林を行うことで、森林の多面的機能が低下しないよう適切に措置します。



主伐後



植栽後

針広混交林や広葉樹林の造成

- 森林としての公的機能が十分発揮できるよう、強度の間伐を実施し、針広混交林に誘導するとともに、皆伐の実施後には、カエデ、クヌギ、コナラ、ミズナラ等有用広葉樹を植栽し広葉樹林を造成するよう指導します。
- 針広混交林、広葉樹林の造成に係る技術の向上を目指し、間伐や再造林などを行った森林についてのデータの蓄積を行います。

天然林の保全

- 多様な種類や年齢の樹木が入り交じる自然豊かな天然林は、自然生態系の保全に努めるとともに、自然遷移に委ねた森林管理を推進します。

2 林業・木材産業振興

生産性の向上

- 森林経営計画の作成を促し新規認定数を増やすことで、間伐等の必要な森林や木材生産の森林をまとめ、森林所有者の合意を基に団地化し、ICT 技術も活用しながら森林施業を一体的、効率的に実施していきます。
- 団地化の促進のためには、森林所有界を明確化する必要があるため、補助金制度等を利用して森林境界の明確化を図り、林道整備や団地化と合わせて計画的な取組を行います。
- 高性能林業機械については、既存のものを整備しつつ、老朽化している機械の適切な更新、必要性に鑑みた追加の導入を行うことで生産性の向上を図ります。

表 10 高性能林業機械の導入台数及び木材生産量の目標値

年度	林業機械導入台数（台）					高性能林業機械による木材生産量（m ³ ）
	スイングヤーダ	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	合計	
現状 （平成 30 年度）	5	1	1	3	9	16,160
目標値 （令和 11 年度）	5	2	1	4	11	19,400 [※]

※高性能林業機械を 2 台導入し、木再生産量の増加（約 20%増）を目指します。

- 愛知県、設楽町、森林組合、森林所有者が一体となって、既存の林道を軸に林業専用道・森林作業道の路網計画を作成し、木材の搬出機能の向上を目的とした路網密度の向上を図ります。

表 11 路網整備の目標値

	平成 29 年度	令和 11 年度
路網整備（林道及び作業道）	14.2m/ha	15.4m/ha [※]

※過去 10 年間の伸び率と同程度の路網密度の向上を目指します。



整備中の林道

流通体制の整備

- 森林組合、林材業、市場関係者等が生産から流通までを連携し、町産材の利用を拡大し、流域が一体となった木材流通体制の整備を図ります。具体的には、「箱淵地域森林整備推進協定※¹」及び「設楽地区森林整備推進協定※²」などの森林整備に係る枠組みを活用し、ICT 技術などの最新技術も導入しながら、安定的かつ円滑な流通を目指します。

※1 平成 28 年に設楽森林組合、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター、愛知県新城設楽農林水産事務所、設楽町で締結

※2 平成 29 年 12 月 6 日に愛知県森林組合連合会、中部森林管理局愛知森林管理事務所、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター、愛知県新城設楽農林水産事務所、設楽町で締結

- 設楽ダムの建設に伴い伐採した木材については、東三河森林活用協議会での検討などを通じて有効な活用を図ります。

需要拡大

- 設楽町公共建築物木材利用の推進に関する方針に基づき、公共建築物等に町産材を使用するよう取り組んできているところであり、引き続き可能な限り木造・木質化を図っていきます。

表 12 町産材を使用予定の公共建築物等（令和 2 年 3 月時点）

施設名称	建設予定年度
面の木公園多目的施設“面の木ピット”※ ¹	令和 2 年度
設楽町歴史民俗資料館（仮称）（内装木質化）	令和 3 年度
道の駅清嶺（仮称）（内装木質化）※ ²	令和 3 年度
きららの森ビジターセンター（仮称）※ ³	未定

※1 令和 2 年 4 月に面の木公園施設が愛知県から町に移管されることに伴い、「面の木ビジターセンター」跡地に開業する予定の多目的施設です。設楽町在住の家具工房が考案した、町産材を用いた 5 棟のミニハウスからなり、それぞれ休憩ルーム、コワーキングルーム、ワークショップルームとして利用できます。

※2 設楽町で 3 番目の道の駅として、歴史民俗資料館（仮称）と併設する形で令和 3 年春のオープンを目指して工事を進めています。町産材を用いた、ドライバーのリラクゼーションの場を目指し、内装の他、いすや机など施設内の家具にも町産材を積極的に活用していきます。

※3 設楽ダムの源流域に位置する段戸国有林“きららの森”内に、令和 4 年度以降のオープンを目指して実施設計を進めています。自然観察等環境学習やきららの森散策者の憩いの場として、内外装はもちろん、いすや机など施設内の家具にも町産材を積極的に活用していく予定です。

表 13 町産材を使用した公共建築物等の実績例

施設名称	竣工年度
杉平南住宅	平成 30 年度
社会福祉法人田口宝保育園	平成 29 年度
設楽町立名倉保育園	平成 27 年度
杉平向住宅	平成 27 年度
設楽町役場庁舎	平成 25 年度
杉平向第 2 住宅	平成 24 年度
設楽町立清嶺保育園	平成 23 年度
大西住宅	平成 22 年度
設楽町立名倉小学校	平成 19 年度



杉平南住宅



設楽町立名倉保育園



杉平向住宅



設楽町役場庁舎



杉平向第 2 住宅



設楽町立清嶺保育園



大西住宅



設楽町立名倉小学校

- 町内外の民間施設等における地域の木材利用の促進や、木材を使った加工品の利用及び製造・商品化等を推進し、普及のための啓発を行います。今後、森林環境譲与税によって、都市部での木材利用の拡大が予想される中、各種協定や東三河流域森林・林業活性化センター*等の枠組みも活用しながら、あいち認証材（町産材）の認知度が向上し利用が拡大するよう取組めます。

※ 東三河流域内の林業・木材産業関係者の連携強化及び合意形成による流域森林・林業の活性化を図ることを目的として、平成4年に設立されました。現在は、流域の地方自治体、森林組合など16団体が会員となっています。

- 地域資源を有効に利活用するために、住宅・農業施設等への木質バイオマスストーブ等の設置を支援するとともに、東三河森林活用協議会を中心として、ダム建設に伴い発生する木材を木質バイオマス発電等で活用することをはじめ、地域材の効果的な利用を研究し、新たな利用を開拓していきます。

特用林産物の振興

- シイタケ等は、生産者の減少等により近年生産量が減少しているものの、町の特用林産物としてのイメージが定着している重要な作物であり、生産者と森林組合との連携を密にしながら生産の維持に努めます。

表 14 北設楽郡の特用林産物の生産量の推移（単位：kg）

（資料：平成26～30年度 愛知県林業統計書）

		黒炭	乾しいたけ	生しいたけ	なめこ	ひらたけ
北設楽郡 (設楽町、 東栄町、 豊根村)	平成26年度	1,706	542	9,951	461	989
	平成27年度	1,986	397	4,712	1,299	978
	平成28年度	1,979	486	3,180	986	763
	平成29年度	3,042	542	—*	25	30
	平成30年度	2,085	272	50	30	5

※ 統計として計上できる数値がなかったことを示します。

3 地域づくりとしての森づくり

生活環境の整備

- 愛知県が実施している「あいち森と緑づくり森林整備事業」を活用し、林業活動では整備が困難な人工林の間伐の実施や附帯する作業道の整備、中でも、防災効果の高い、公道沿い、集落周辺、河川沿いの間伐を重点的に実施します。

(参考)「あいち森と緑づくり森林整備事業」では、計画期間の10年間(平成21年度～同30年度)で、2,101ha(計画面積1,930haに対し達成率108.9%)を実施。令和元年度からの新たな10年計画では、北設楽郡全体で5,700haの間伐を計画。



公道沿いの間伐

- 近年、湿潤な森林で生息が増加しているヤマビルに対し、日照の良い森林を整備推進するなどの対策を講じます。
- 地域または集落が主体となって、山地災害被害の未然防止等へつながるよう、間伐材を山林内に放置しない搬出間伐を推進し、間伐材の利活用を図ります。
- イノシシ、ニホンザル、ニホンジカなどによる農作物や一般生活への被害の未然防止と減少のために、鳥獣害対策を実施します。



防護柵の設置状況

森づくりの普及・啓発

- 設楽町では、条例第 15 条に基づき、5 月を「設楽町森づくり月間」と定めており、森林組合等と連携して、森林の役割や地域の文化等を紹介することを目的とした「したら森林（もり）まつり」を開催しています。今後も、町内外の人々が主体的に森づくりに参加できるよう、森林・林業の情報提供や上下流の地域が交流を行いながら一体となって森づくりを行う活動を推進します。

表 15 したら森林まつりの開催実績

（資料：設楽町観光協会）

年度	来場者数（人）
平成 26 年度	1,500
平成 27 年度	1,800
平成 28 年度	2,200
平成 29 年度	2,000
平成 30 年度	1,800
令和元年度	1,500



したら森林まつりの様子

- 町内の学校やイベント等において森林環境学習を行い、森林の役割や木材を使用することの意義を伝えます。



森林整備センターによる森林環境学習の様子



小学生林業体験学習の様子

- 広報誌やホームページなどを活用しながら、森づくりの普及や啓発に努めます。

地域に関わる様々な活動との連携

- NPO 活動、企業の社会貢献活動、ボランティア活動等との連携、様々な分野との連携を図りながら、地域の森づくりと木材の利用拡大などを図ります。



ボランティアによる植栽の様子

- 登山道や散策路など町内外から人が訪れるような魅力ある森づくりを行い、様々な関係者と連携しながら取組めます。

4 森林に係る人づくり

人材の確保

- 新城設楽地域担い手育成総合支援協議会※、ハローワークなどの協力を得ながら、就農林相談などを通して林業の担い手の新規雇用を図ります。

※ 新城市、設楽町、東栄町、豊根村、農業協同組合、愛知県等の関係機関で組織

(参考)「食と緑の基本計画 2020」(平成 28 年度)に基づき、北設楽郡で平成 28 年度からの 5 年間に毎年 4 人の新規就労者を確保することが目標として設定されています。



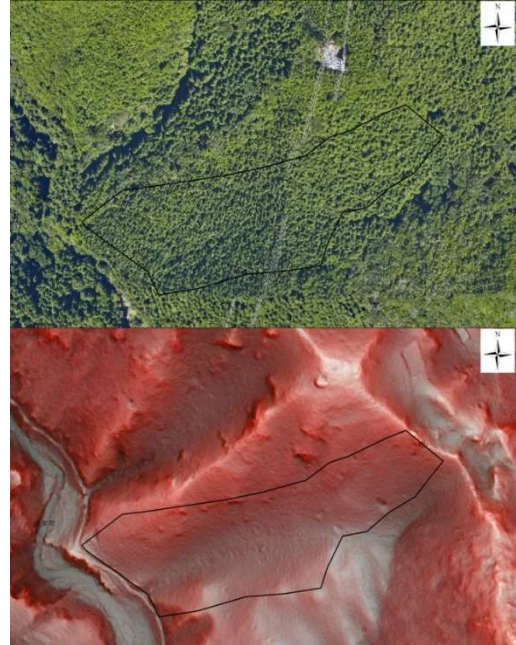
就農林相談会の様子

- 愛知県が実施する森林・林業技術センターや(公財)愛知県林業振興基金の研修等により技術習得を図ります。
- 経験豊富な林業技術者の技能等の伝承、また、森林施業プランナー、森林総合監理士などの近年創設された資格をきっかけとした知識・技能の習得を支援します。
- 今後、役割が増加していくことが予想される森林組合の組織体制の強化や人材育成に対し支援を行います。
- 設楽町の他の施策とも連携した新規参入者にメリットの高い仕組みの構築を目指します。

第5章 重点プロジェクト

1 ICT を活用した計画的な森林整備

- 設楽町の森林整備、林業・木材産業のあらゆる作業段階において、ICT の活用方法を調査・研究するとともに、「あいちの ICT 林業活性化構想」の下、愛知県が取り組んでいる事業等の成果を積極的に取り入れることで、これからの森づくりを益々効果的なものにしていきます。
- 航空レーザ計測の導入により地形情報など森林の詳細な状態について取得することで、計画的な間伐の実施や路網の整備を実現し、施業の集約化を促進します。また、木材需給マッチングシステムを構築し、木材の需要情報と供給情報をリアルタイムに共有し需要に応じて伐採及び造材を行うなど効率的かつ円滑な流通を目指します。



赤色立体地図による地形の表示（イメージ）

2 ゾーニングの導入の検討

- 人的及び予算的な条件がある中、人工林の全てを維持していくことは困難な状況であることから、公益的機能を維持しつつ、資源の循環利用が可能な森林整備をするためには、ゾーニングを計画することが必要であり、ICT により取得した森林情報などを活用し、その導入方法等について研究を行います。
- ゾーニングを踏まえて、森林境界の明確化、路網の整備、団地化、間伐、循環型林業の推進、針広混交林・広葉樹林の整備などを検討・実施することで、必要な場所に効果的に人材及び資金を投入することができ、効果的な森林整備が可能になります。

3 森林境界の確定

- 効率的な森林施業を進めるためには、零細な複数の所有者の森林を面的にとりまとめて、路網整備や間伐等を実施することが必要であり、森林境界を確定することは、森林整備の前提条件となってきます。補助金制度等を活用して森林境界の確定作業を重点的に実施し、森林施業の集約化を進めていきます。



境界線の確認



杭の設置



測量

4 森林経営管理制度の運用

- 平成 31 年度 4 月にスタートした森林経営管理制度に基づいて、森林の経営管理の集積・集約化を進めていくとともに、設楽町に委託された森林については、適切に管理を行っていきます。
- 今後、森林管理の委託を受ける町及び再委託を受ける意欲及び能力のある林業経営体の果たす役割は大きくなっていくことが予想されますので、設楽森林組合をはじめとする関係する団体等の体制強化などの対策を図ります。
- 所有者不明の森林に対しても、必要に応じて森林経営管理法のもと適切に措置をした上で、森林の経営管理の集積・集約化を進めます。
- 経営管理されずに放置されていた森林を適切に整備し、森林の多面的機能を維持するため、森林経営管理制度に基づいて、毎年計画的に意向調査を実施します。
- 意向調査の対象森林の設定は、経営管理状況、所有者情報等の整理状況、ゾーニングで示された整備方針などの実情に応じて行います。

5 モニタリングによるデータの蓄積

- 設楽町の気候、自然条件に合った森づくりの技術を将来にわたって発展させていくため、再造林、複層林化、長伐期化、強度の間伐による針広混交林化、広葉樹林化を行った場所などで、長期的にモニタリングを実施しデータを蓄積していきます。
- 鳥獣害対策、害虫対策等の効果についても、情報を収集・蓄積・共有することで、効果的な森林整備を目指します。



調査の様子

- モニタリングは長期的に行う必要があることから、実施場所は町有林及び森林経営管理制度で森林所有者から町に経営管理を委託された森林において行うこととします。

6 観光としての森づくり

- 散策路や登山道などの整備を行うとともに、その周辺及び風景の一部となる森林について広葉樹の植栽等を積極的に行い、中長期的な設楽町の観光資源となるような整備を進めていきます。
- 場所選定の際には、河川沿いの土砂崩れを防ぐ等の防災的な観点からも検討を行い、持続可能な森づくりに寄与します。
- ダム建設に伴い、樹種転換などの整備を行うなど、森林整備と他の事業とを連携させながら景観の向上を図ります。
- ボランティア活動なども積極的に受け入れ、登山道や散策路の魅力化や植林など、いつでも、だれでも、気軽に参加してもらえる機会としてボランティア活動の裾野の拡大を図ります。
- 整備した散策路等の利用で交流人口の増加を図り、来訪者への森づくりの普及・啓発も行います。



きららの森散策路



段戸湖

7 新規就労者支援

- 林業関係の事業に携わるために移住してくる人に対し、新規就労者のトライアルや研修期間も含めて設楽町が住居（空家を利用）を提供することで、新規就労者の負担や生活への不安を軽減します。
- 雇用側に対しても、新規就労者の雇用に関して負担の軽減となるような仕組みをつくることで、森林組合をはじめとした事業体の組織体制の強化を図ります。

表 16 新規就労者が利用可能な既存の支援施策（令和2年3月時点）

名称	支援内容
後継者育成基金貸付 （設備整備資金貸付）	農業・林業・営業のための設備投資経費の無利子貸付（上限 300 万円・1 人 1 回限り） ※年齢制限等あり
しあわせまちづくり報奨金 （新規就業奨励）	学業終了後 6 ヶ月以内に就業、就労した方を対象（5 万円分商品券）
空家・空店舗改修事業補助金	空家バンクの登録物件に必要な工事等（DIY 含む）にかかる費用の 1 / 2 を補助（上限 50 万円）。 ※年齢制限等あり
空地・空家バンク制度	設楽町内に存する空地及び空家を活用することで、UIJ ターン者等の定住を支援
地元愛創造プロジェクト交付金	移住推進のため空家対策を含めた地域の課題の解決や地域活動を行う団体で、地区（田口地区、名倉地区、清嶺地区、津具地区）ごとに設立され、町長が認める団体に交付

第6章 施策の推進のために

1 本計画の進捗管理について

設楽町の森林をとりまく社会状況の変化等に対応しながら実効的な計画を推進していくため、本計画の進捗管理を適切に行います。

目標の達成状況や取組状況については、定期的にとりまとめ「設楽町森づくり会議」において評価を行い、事業の効果や施策の方向性について検討します。

また、評価の結果を踏まえながら、社会情勢や国・愛知県の施策の動向などの時代の変化にも対応できるよう、必要に応じて本計画の見直しを行います。

2 情報発信について

森づくりに係る取組や上記の評価結果等については、町ホームページなどで情報発信し、町民をはじめ森づくりに関わる方々に広く周知します。

3 関係団体との連携について

各種施策の実施に当たっては、設楽町、町民（町民団体、NPO など）、森林組合、森林所有者、事業者、流域の市町村、愛知県などとの連携を図りながら進めていきます。

参考資料

1 用語解説

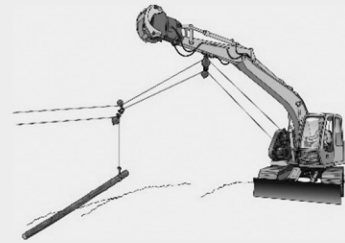
用語（五十音順）	解説
にんしょうざい あいち 認証材	愛知県内で算出された木材又はそれを加工した製材品であることを愛知県産材認証機構が認定した木材、製品材。当該機構に登録された認定事業者のみがこの名称を使用している。 
かいばつ 皆伐	伐採方法の1つ。対象区画にある樹木を全て伐採すること。
かんばつ 間伐	樹木の一部を伐採し樹木の密度を調整することで、健全な森林に保つこと。間伐が適切に実施されれば、林内に光が射し込み、下層植生が繁茂することで、水源かん養機能の向上や土砂流出防止機能の向上、生物多様性の向上に寄与します。また、残された樹木の生育が良くなり、幹が太く、風や雪にも強くなります。
きょうどかんばつ 強度間伐	間伐率が高い（30～40％程度）間伐。
こうえきてききのう 公益的機能	森林のもつ多面的機能のうち、林産物の生産及び供給を除いた機能。
こうせいいうりんぎょうきかい 高性能林業機械	伐採や枝払い、玉切り、集材など森林での木材生産の行程を複数処理する作業性能の高い機械の総称。
こうようじゅりん 広葉樹林	広葉樹が生育する森林。
さいざうりん 再造林	伐採後、植栽等を行い再び造林を行うこと。
しぜんりん 自然林	自然度の高い森林。人為の影響が少なく、ある程度遷移段階の進んだ森林。
しゅばつ 主伐	利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。次の世代の森林の造成を伴う。
はりこうこんこうりん 針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。
じんこうりん 人工林	人為を加えて人工造林や天然更新で成立した森林。
しんりんくみあい 森林組合	森林組合法に基づいて設立される森林所有者を組合員とする共同組合。森林経営に関する指導、森林の施業または経営の受託、森林経営の信託の引受け、森林の保護に関する事業等を行う。
しんりんけいえいけいかく 森林経営計画	森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する計画。
しんりんさぎょうどう 森林作業道	林道などから分岐し、伐採、搬出、造林などの林内作業を行うために整備される簡易な構造の道路。

しんりんしゅゆうしゃ
森林所有者

森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、もしくは育成することができる者。

スイングヤーダ

切り倒した木材を作業道や搬出路等の作業が可能な場所へ集材する高性能な作業機械。



ぞうりん
造林

人為的な方法で目的に合わせて樹木を植えること。広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

そざいせいさんりょう
素材生産量

伐採、搬出された木材の体積。

たくばつ
択伐

伐採方法の1つ。複層林等において林内の樹木の一部を伐採すること。

だんちか
団地化

低コスト化、作業の効率化のため、小規模な森林をまとめて1つの施業箇所をつくること。

ちょうばつきせきよう
長伐期施業

間伐を繰り返し、伐採年齢を一般的なものより長く設定し大径化により生産性を向上させる施業。

ちくせき
蓄積

樹木の幹の体積の和。

てんねんりん
天然林

主として天然の力によって造成された森林。

とくようりんさんぶつ
特用林産物

薪、木炭、竹材、シイタケなどのキノコ類、樹液品など木材以外の林産物。

ハーベスタ

立木の伐倒、枝払い、玉切り、集積作業を一貫して行う自走式機械。



ひょうじゅんばつきれい
標準伐期齢

標準伐期齢は、各市町村の森林整備計画において定めるものであり、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標。なお、その林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではなく、保安林では、標準伐期齢に満たない立木の主伐（皆伐・択伐）をすることはできない。

ふくそうりんせきよう
複層林施業

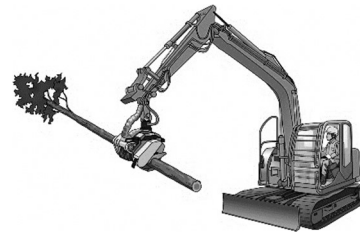
森林を構成する樹木を部分的に伐採し更新を行うことで、年齢や樹種の異なる樹木で構成された森林を造成すること。

フォワーダ

木材を積み込み、運搬する車両。

**プロセッサ**

伐採木の枝払いと玉切りを一貫して行う自走式の林業機械。

みんゆうりん
民有林

森林の所有区分で国有林に対する語。民有林は①個人、法人が所有する私有林、②都道府県・市町村・財産区で所有する公有林、③森林開発公団所管林に区分される。

もくしつ
木質バイオマス

森林で育成した樹木の生態量。エネルギー源として用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

モニタリング

状態を把握するために継続的に観測・観察すること。

りんぎょうせんようどう
林業専用道

幹線となる林道と森林作業道などをつなぎ、木材の搬出機能の向上を図る目的で大型トラックによる木材の搬出を想定した必要最小限の規格構造の道路。

りんどう
林道

木材などの林産物の搬出は林業経営に必要な資材を運搬するために森林内に開設された道路の総称。一般には構造等の基準を満たした自動車道。

れいきゅう
齢級

林齢を5年をひとくくりにしまとめたもの。林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級のように称する。

るもう
路網

森林の管理や整備、林産物の搬出など、森林へのアクセスに利用される道路のネットワーク。

CLT

Cross-Laminated-Timber の略。ひき板を繊維が直交するように積層接着したパネル。欧米を中心にマンションや商業施設などの壁や床として普及しており、日本でも国産材 CLT を活用し中高層建築物の木造化など新たな木材需要の創出に期待がある。



2 森林計画制度の体系及び計画事項

長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することが必要であることから森林法において森林計画制度を定めています。

図 16 森林計画制度の体系図

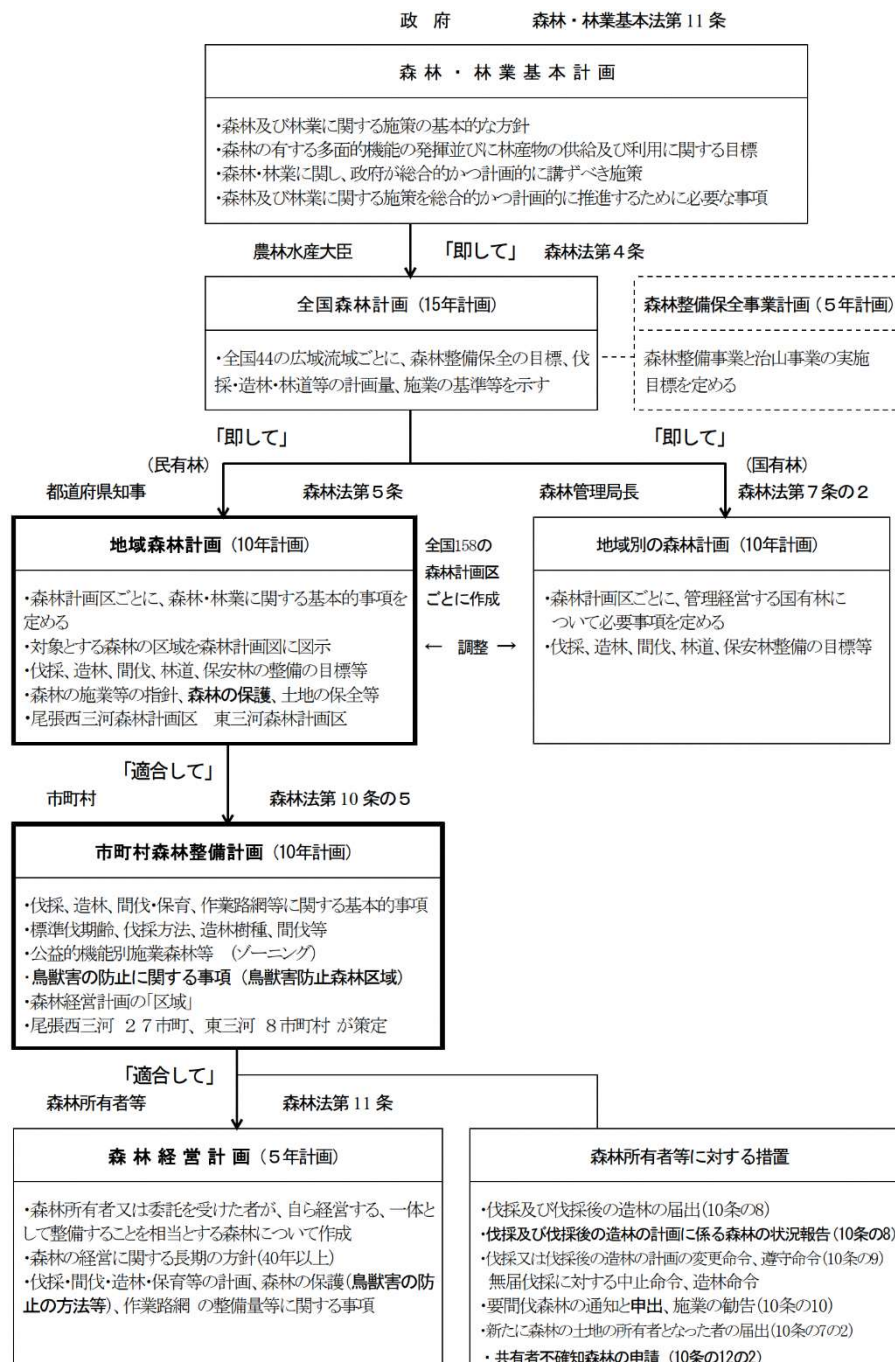


図 17 森林計画の計画事項

全国森林計画	地域森林計画	市町村森林整備計画
国が5年ごとにたてる15年計画	都道府県が5年ごとにたてる10年計画	市町村が5年ごとにたてる10年計画
	○ 計画の対象とする森林の区域 (森林計画図に示す)	
○森林の整備及び保全に関する基本的な事項		
森林の整備及び保全の 基本的な考え方、目標	森林の整備及び保全の 目標等に関する基本的な事項	
・育成単層林 育成複層林 天然生林		森林整備の現状と課題、基本方針、 施業の合理化の基本方針
○森林の整備に関する事項		
森林の立木竹の伐採、 造林並びに間伐及び 保育に関する事項	主伐の標準的な方法に関する指針 標準伐期齢に関する指針 造林、間伐、保育に関する指針	樹種別の立木の標準伐期齢 主伐の標準的な方法 人工造林、天然更新に関する事項 植栽によらなければ更新困難な森林の所在 間伐を実施すべき標準的な林齢及び方法 保育の種類別の標準的な方法
・造林等		
公益的機能別施業森林 等の整備に関する事項 ・設定の考え方 ・施業等に関する事項	区域の基準及び施業の方法に関する指針	公益的機能別施業森林の整備等に関 する事項 公益ゾーニングの区域と施業方法 木材生産ゾーニングの区域と施業方法
林道等路網の開設その他 林産物の搬出に関する事項 ・林道等	林道等の開設・改良に関する基本的な考え方 効率的施業のための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方 等	路網密度の水準及び作業システム 併せて森林整備を推進する区域 作業路網の整備に関する事項
森林施業の合理化に 関する事項	受委託等による森林の経営規模の拡大 及び施業の共同化に関する方針 森林経営管理制度の活用に関する方針 林業従事者の養成及び確保に関する方針 機械導入促進、施設整備に関する方針	経営の受委託等による経営規模の拡大 森林経営管理制度の活用に関する事項 施業の共同化の促進に関する方針 林業従事者の養成及び確保 機械導入促進、施設整備に関する事項
○森林の保全に関する事項		
森林の土地の保全に 関する事項	樹根及び表土の保全等に特に留意すべき森 林の地区	
保安施設に関する事項 ・治山等	保安林の整備に関する方針 治山事業に関する方針 ほか 特定保安林の整備に関する事項	
森林の保護等に関する事項	鳥獣害の防止の方針、森林病害虫等 鳥獣害対策の方針、林野火災の予防の方針	鳥獣害の防止に関する事項 森林病害虫の駆除及び予防の方法 鳥獣害対策、林野火災の予防の方法
○森林の保健機能の増進に関する事項		
保健機能森林の設定、 整備の方針 その他必要な事項	保健機能森林の区域の基準	保健機能森林の区域及び施業方法 森林保健施設の整備
○広域流域別の計画量	○森林計画区別の計画量	○その他森林の整備に必要な事項
主伐、間伐、造林の計画量 林道、治山事業の計画量 路網整備の水準等	主伐、間伐、造林の計画量 林道、治山事業の計画量 要整備森林の所在、面積等 ○制限林の施業方法	・森林経営計画の作成に関する事項 一体整備を相当とする「区域」 ・地域振興、森林総合利用、住民参加

3 設楽町森づくり基本条例

平成 21 年 3 月 2 日
条 例 第 2 号

近年、森林への期待は、これまでの国土の保全、水源のかん養、木材その他の林産物の生産といった機能に加え、自然環境の保全、公衆の保健休養、更には地球温暖化防止の機能など、ますます多様化・高度化している。

森林の管理は、これまで林業という経済活動を通じて行われることが中心であったが、現在では木材価格の低迷から林業の採算性が極めて悪化しているため、管理の行き届かない手入れ不足の森林や放置されたままの森林が目立っており、森林が本来有している多面的機能が十分発揮されない状態が続いている。

このような状況の中、平成 21 年度から愛知県においてあいち森と緑づくり税が導入され、既存の施策では十分に進まない奥地林や公道沿いの森林の間伐などが実施される。設楽町を含む新城北設楽地域は、これを機に人々の暮らしとは切り離せない森林の恵みや忘れかけてきた森林を慈しむ心を再確認するとともに、森林の有する多面的機能の発揮と森林環境の高度化のために全力を尽さなければならない。

こうしたことから、私たちは長期的展望に立ち、森林所有者や林業関係者のみならず町民一人ひとりが森づくりに真剣に取り組むことを目指し、新城北設楽地域の関係市町村共同の取組として、ここに森づくり基本条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるための基本理念を定め、町及び森林組合の責務並びに森林所有者、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策その他の取組を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな森林環境、森林資源を次世代に継承し、もって住み良い地域をつくることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 町内に存在する森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 2 条第 1 項に規定する森林(竹林を含む。)をいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 土砂流出又は山地崩壊の防止、洪水軽減、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、木材その他の林産物の生産及び供給その他森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林の有する公益的機能 森林の有する多面的機能のうち、木材その他の林産物の生産及び供給を除いた機能をいう。
- (4) 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいう。
- (5) 森林組合 町内に所在する森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)に規定する組合をいう。
- (6) 森林所有者 町内にある森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、若しくは育成することができる者をいう。
- (7) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (8) 事業者 町内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (9) 森林関係の事業者 前号に掲げる事業者のうち、森林の施業並びに木材その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を行う者(森林組合を除く。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 町、森林組合、森林所有者、町民及び事業者は、この条例の目的を達成するため、適切な役割分担のもとに相互に連携及び協力し、次に掲げる基本理念に基づいて森づくりを

行うものとする。

- (1) 森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立った森づくりを行うこと。
- (2) 林業及び木材産業の健全な発展につながるよう、その振興を図り、木材資源の循環利用を推進すること。
- (3) 地域の活性化につながるよう、地域づくりと一体となった森づくりを推進すること。
- (4) 森林の適正な整備及び保全が継続的に行われるよう、森づくりを担う人材の育成を図ること。

(町の責務)

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、森づくりに関し総合的かつ計画的な施策の推進に努めなければならない。

- 2 町は、国、他の地方公共団体、公共的団体等に対し、必要に応じて理解と協力を求め、森づくりの円滑な推進に努めなければならない。
- 3 町は、森づくりに関する情報の提供を通じて、町民はもとより町外の人々がこの条例の基本理念について理解を深めるよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第5条 森林組合は、森林管理の中核的な担い手として、木材その他の林産物の生産及び供給を通じて森づくりに積極的に取り組まなければならない。

- 2 森林組合は、森林の管理が適正に行われるよう当該組合員に働きかけるとともに、計画的に森づくりに関する施策を推進するよう努めなければならない。
- 3 森林組合は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めなければならない。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、森づくりの重要性を深く認識し、自らが所有又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう努めるものとする。

- 2 森林所有者は、その所有又は育成する森林の境界及び木竹の状況を把握し、その適正な整備及び保全の推進に努めるものとする。
- 3 森林所有者は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第7条 町民は、森林の有する公益的機能が町民共有の財産であることを認識し、森づくりに関する取組に協力又は参加するよう努めるものとする。

- 2 町民は、町内又は県内で生産される木材その他の林産物を積極的に活用するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、森づくりに関する各種施策に協力するとともに、自然環境への負荷を低減に努めるものとする。

- 2 森林関係の事業者は、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるような森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用の推進に努めるものとする。

(森づくり基本計画)

第9条 町長は、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森づくりに関する基本的な計画(以下「森づくり基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 町長は、森づくり基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(森林の整備及び保全の推進)

第10条 町は、森林の整備及び保全を推進するため、造林、保育その他の森林の施業を計画的かつ適切に実施するものとする。

2 町は、前項に規定する森林の整備及び保全を効率的に行うため、森林所有者及び森林関係の事業者に対し、森林の施業を一体的に実施するよう要請するものとする。

(林業及び木材産業の健全な発展)

第11条 町は、林業及び木材産業の健全な発展を図るため、森林施業の効率化、経営基盤の強化その他必要な施策を実施するものとする。

2 町は、林業及び木材産業に従事する人材の確保と育成を図るため、就業に関する情報の提供、就労条件の改善その他必要な対策を講じるものとする。

(木材の利用の拡大)

第12条 町は、木材の利用の拡大を図るため、木材を利用する意義に関する情報の提供、建物及び工作物における木材の利用の促進、木材の新たな需要の開拓その他必要な施策を実施するものとする。

2 町は、公共の建物又は工作物を整備する場合には、町内又は県内で生産される木材その他の林産物を利用するよう努めなければならない。

(地域づくりを通した森づくり)

第13条 町は、地域づくりを通して森林の有する公益的機能の維持及び増進を図るため、生活環境の整備、特産物の生産の振興その他必要な施策を実施するものとする。

2 町は、健康でゆとりと活力のある町民生活に資するため、地域の特性を生かした都市部との交流その他必要な施策を実施するものとする。

3 町は、古くから伝承されている森林に関する知恵や文化を次世代に継承するための取組を支援するものとする。

(町民の森づくり活動の推進)

第14条 町は、森づくりに対する町民の理解を深めるため、必要な情報の提供を行うとともに、自然体験活動その他の教育又は学習活動を通じて森を大切にする心の醸成に努めるものとする。

2 町は、町民又は町民の組織する団体が自発的に行う植林活動その他の森づくりの活動を推進するため、必要な支援を行うものとする。

(森づくりの普及啓発)

第15条 町は、町民及び下流域など周辺市町村の人々が森林の有する多面的機能について理解と関心を深め、森づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、森づくりの普及啓発期間を設けるものとする。

2 町は、森づくりの普及啓発期間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(森づくり会議)

第16条 町長は、森づくりに関する各種施策を円滑に推進するため、設楽町森づくり会議を設置することができる。

(立入調査)

第17条 町長は、この条例の施行に必要な調査のため、職員を森林に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(関係法令の遵守等)

第18条 何人も、森林に立ち入る際には、関係法令を遵守するとともに地域の社会慣習を尊重し、森林環境の保全に努めなければならない。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

4 設楽町森づくり会議規則

平成 21 年 3 月 2 日
規 則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、設楽町森づくり基本条例(平成 21 年設楽町条例第 2 号)第 16 条の規定に基づき、設楽町森づくり会議(以下「会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 会議は、森づくり事業を効果的に推進するため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 森づくり事業の計画及び施策に関すること。
- (2) 森づくり事業の進捗及び実績に関すること。
- (3) その他森づくりに関すること。

(委員)

第 3 条 会議の委員は、8 名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関、団体の代表
- (3) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 会議の委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 会議には、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するものとする。

(事務処理)

第 7 条 会議の事務は、産業課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○設楽町森づくり会議委員（敬称略 順不同）

【任期 令和２年１２月１日から令和４年１１月３０日まで】

氏 名	役 職	備 考
村 松 幹 彦	設楽森林組合代表理事組合長	
日 比 野 友 昭	愛知県新城設楽農林水産事務所林業振興課長	
後 藤 齊	愛知県指導林家	会 長
宮 本 典 幸	したら森林まつり実行委員長	副会長
村 松 一 志	設楽町猟友会長	
加 藤 博 俊	環境省自然公園指導員	

5 設楽町森づくり基本計画検討プロセス

検討プロセス	日時	内容
検討部会※ (第1回)	令和元年11月1日(金)	・町の森林及び林業の現状及び課題の把握
検討部会※ (第2回)	令和元年11月27日(水)	・森づくりの理念、基本方針の確認 ・基本施策及び重点プロジェクトの検討
検討部会※ (第3回)	令和2年2月10日(月)	・基本施策及び重点プロジェクトの詳細検討
森づくり会議 (第1回)	令和2年2月10日(月)	・森づくり基本計画(案)の検討
パブリックコメント	令和2年2月17日(月)～ 令和2年3月13日(金)	・町民からの意見を募集
森づくり会議 (第2回) (持ち回り審議)	令和2年3月16日(月)	・パブリックコメントの結果を検討

※ 検討部会では、愛知県新城設楽農林水産事務所、設楽町及び設楽森林組合の担当者が検討を行いました。



検討部会（第2回）の様子



森づくり会議（第1回）の様子

6 森づくりに関する主な支援

間伐材搬出事業

- 補助対象： 町内の山林で伐採した間伐材を山林所有者又は町内の森林組合等が原木市場等へ搬出した場合の経費の一部
※ただし、公益財団法人豊川水源基金が実施する本事業同様の補助事業による間伐材、公共事業の支障木及び公共補償等される支障木、木材取扱業者による立木買取りの間伐材は除く。
- 交付対象者： 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 8 に規定する届出のあった森林所有者等
※地縁団体以外の法人は除く。
- 補助金額： 原木市場、製材加工施設等まで搬出された材 1 立方メートル当たり 1,600 円を乗じた額
- 交付要件： 補助金は毎年度 1 月末日までに申請のあったものを対象とし予算の範囲以内で交付する
- 問い合わせ： 設楽町役場産業課 0536-62-0527

間伐支援対策事業

- 補助対象： 間伐面積 0.1ha 以上の規模で 8 齢級以上の高齢級造林地で行われる間伐で、花粉生産抑制のため、スギ・ヒノキ林分で比較的雄花の多い立木を主体に実施した場合の経費の一部
- 交付対象者： 設楽森林組合
- 補助金額： 事業費の 80%以内
- 問い合わせ： 設楽町役場産業課 0536-62-0527

造林実施事業

- 補助対象： 愛知県が実施する造林事業の補助率に 80%まで上乗せ補助。
- 交付対象者： 設楽森林組合。
- 補助金額： 愛知県が実施する造林事業の補助率と 80%補助とした時の差額
- 問い合わせ： 設楽町役場産業課 0536-62-0527

林業経営作業道開設事業

- 補助対象： 作業道開設に要する経費
※ただし、国・県及び公益財団法人豊川水源基金の補助対象事業については、この補助金の対象としない。
- 交付対象者： 設楽森林組合、設楽町在住の森林所有者（法人は除く。）、その他町長が必要と認める者
- 補助金額： 作業道延長 1 メートル当たり 3,500 円又は実際に要した金額のいずれか低い額とし、その額が 1,400,000 円を超えるときは、1,400,000 円とする。
- 交付要件： 次のいずれかの事項を満たしているもの
(1) 森林の管理（新植、保育、間伐、伐採等）を目的とするもの
(2) その他町長が特に必要と認めたもの
- ※作業道の規格構造
地形及び地質等を勘案し、林地の保全に努めるとともに、林内作業車以上の車両が安全に通行することができるようなものとする。具体的には次のとおり。
(1) 延長 1 路線 50 メートル以上
(2) 幅員 2.5 メートル以上
(3) 縦断勾配 原則 5 パーセント未満
(4) 曲線部 車両の安全な走行や木材搬出に支障がない半径
(5) 車回し 自然の地形を適宜利用して設置
- 問い合わせ： 設楽町役場産業課 0536-62-0527

水源林対策事業

- 補助対象： 水源林対策事業計画に基づき実施する事業に要する経費の一部
- 交付対象者： 設楽森林組合
- 補助金額： 豊川水源基金規定による助成率
- 問い合わせ： 設楽町役場産業課 0536-62-0527

水源林保全流域協働事業

- 補助対象： 水源林保全流域協働事業計画に基づき実施する事業に要する経費の一部
- 交付対象者： 設楽森林組合
- 補助金額： 豊川水源基金規定による助成率
- 問い合わせ： 設楽町役場産業課 0536-62-0527

第2次設楽町森づくり基本計画

令和2年3月 設楽町

〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地

電話：0536-62-0511（代） FAX：0536-62-1675